

保 護 者 様

学校において予防すべき感染症について

下記の感染症と診断されましたら、主治医に別紙『学校感染症医師意見書』に記入してもらい、学校へご提出ください。

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症

一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
二種	インフルエンザ 、 新型コロナウイルス感染症 、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風 しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、
三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症

※インフルエンザ・新型コロナウイルスの場合は、別紙「インフルエンザ・新型コロナウイルス 患届」に保護者が記入して提出してください。

ご注意ください！！

第三種*その他の感染症とは・・・感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）・溶連菌感染症・サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）・マイコプラズマ感染症・手足口病など（あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。）

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り出席停止となります。インフルエンザのように、すぐに出席停止となる感染症ではありません。まずは担任までご連絡をお願いします。